

多量・準多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書  
作成・提出の手引き

令和8年4月

盛岡市環境部廃棄物対策課

# 目次

## 多量・準多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書作成・提出の手引き

1	制度概要	
	(1) 多量排出事業者	……………p1
	(2) 準多量排出事業者	……………p2
2	資料	
	資料1 建設業における支店と管理作業所別の発生量の考え方	……………p3
	資料2 毎年度の発生量と提出する計画書・報告書	……………p4
	資料3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)	……………p5
	資料4 日本標準産業大・中分類一覧(平成25年10月改訂)	……………p6
3	記載例	
	(1) 産業廃棄物処理計画書	……………p9
	(2) 特別管理産業廃棄物処理計画書	……………p14
	(3) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書	……………p15

○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び規則は

盛岡市のホームページの条例、規則等のページで参照できます。(条例・規則のページは「五十音検索」→「は」を選択すると表示されます。)

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/reiki/>

○多量・準多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書の様式は、インターネットの次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/joho/index.html>

## 1 制度概要

### (1) 多量排出事業者

多量排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、減量計画を作成し、都道府県知事及び政令市長に提出します。また、計画を提出した翌年度には、計画の実施状況を報告します。これらの計画及び実施状況はインターネットで公表されることとなります。

#### 【処理計画及び実施状況報告に係る関係条項及び様式】

##### 処理計画書関係

産業廃棄物 : 法 12 条第 9 項、令 6 条の 3、規 8 条の 4 の 5 . . . 様式 2 号の 8

特別管理産業廃棄物 : 法 12 条の 2 第 10 項、令 6 条の 7、規 8 条の 17 の 2 . . . 様式 2 号の 13

##### 実施状況報告書関係

産業廃棄物 : 法 12 条第 10 項、令 6 条の 3、規 8 条の 4 の 5 . . . 様式 2 号の 9

特別管理産業廃棄物 : 法 12 条の 2 第 11 項、令 6 条の 7、規 8 条の 17 の 2 . . . 様式 2 号の 14

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

} 以降同じです。

また、多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書について、過料の規定が設けられています。

多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告しなかったものは、20 万円以下の過料に処すること（法第 33 条第 2 号及び第 3 号）。

(1) 例年の排出量が1,000t以上ある事業所は、毎年度多量排出事業者~~に該当するか否か~~を確認し、該当する場合は必ず計画書を提出してください。また、計画書を提出した翌年度には必ず計画の実施状況を報告してください。

その際、建設業の場合は<資料1 建設業での発生量の考え方>を参照してください。

(2) その際、計画書に添付する様式は、盛岡市の条例ではなく、必ず廃棄物処理法による様式を使用(添付)してください（提出実績を正確に裏付けるため）。

(3) 年度により、排出量が1,000 tを超えたり、下回ったりする事業者は、<資料2 毎年度の発生量と提出する計画書・報告書>を参照して下さい。

(4) 廃棄物の量は重量(トン)での記載となりますが、体積で把握していて重量での記載が困難である場合は、<資料3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)>を参考に重量に換算して記入してください。

(5) 様式中の事業の種類については、<資料4 日本標準産業大・中分類一覧(平成25年10月改訂)>を確認し、中分類まで記入してください。

○減量計画書において記載・策定しなければならない事項

規則の条文は次のとおりであり、具体的内容は各事業者が自主的に記載・策定することになります。

- ・ 処理計画書の記載事項（産業廃棄物：様式第2号の8、特別管理産業廃棄物：様式第2号の13）
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 計画期間
  - 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
  - 四 （特別管理）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
  - 五 （特別管理）産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
  - 六 （特別管理）産業廃棄物の分別に関する事項
  - 七 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の再生利用に関する事項
  - 八 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の中間処理に関する事項
  - 九 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
  - 十 （特別管理）産業廃棄物の処理の委託に関する事項
  - 十一 電子情報処理組織の使用に関する事項 ※特別管理産業廃棄物処理計画書のみ

★ 計画書及び実施状況報告書の様式については、「様式の記載例」を参考にするなどして下さい。

なお、令和2年4月1日から、特別管理産業廃棄物処理計画書の様式（様式第2号の13）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式（様式第2号の14）が変わり、「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄が変更又は新設されましたので、御注意ください。

○提出期限及び提出先

提出期限：毎年度6月30日

提出先：盛岡市役所 環境部廃棄物対策課

（住所）〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎

○提出部数

報告書は、正本1部提出してください。

（控えが必要な場合は、2部提出してください。受付印を押印後1部返却します。）

※提出いただいた報告書は盛岡市ホームページ上で公表しますので、社印・代表者印や個人情報（代表取締役など氏名が公表されている方以外の氏名等）の記載がないことを御確認ください。

（2）準多量排出事業者

「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」と言う。）」では、多量排出事業者と同様の考え方に基づいて、事業活動に伴い前年度500t以上の産業廃棄物が発生した事業者を準多量排出者と規定し、多量排出者と同様の計画書・報告書の提出を求めています。

これらの計画及び実施状況は1年間縦覧に供されることとなります。

条例第10条の2、条例規則第9条の4、第9条の5、第9条の6

★ 盛岡市の条例に基づく準多量排出事業者の計画書・報告書を提出する場合、条例による様式を使用してください。

資料1 建設業における支店と管理作業所別の発生量の考え方

建設会社Aの支店と管理作業所別の発生量

	支店名称	岩手北支店	岩手南支店	青森支店	宮城支店	建設会社Aの合計
	作業所の所在地					
発生量	岩手県(盛岡市以外)	①1,100t	③600t	⑤500t	⑦0t	⑨2,200t
	盛岡市	②700t	④100t	⑥100t	⑧1,100t	⑩2,000t
	岩手県全域での合計	⑪1,800t	⑫700t	⑬600t	⑭1,100t	4,200t

- 1 岩手北支店が管理する岩手県(盛岡市以外)内の作業所における発生量は1,100t、盛岡市の作業所における発生量は700tですから、岩手北支店は岩手県に多量排出者の計画書・報告書、盛岡市に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 2 岩手南支店が管理する岩手県内の作業所から600tの廃棄物が発生しているため、岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 3 青森支店も上記2と同様に岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 4 宮城支店の管理する岩手県内の作業所からは廃棄物が発生していませんが、盛岡市内の作業所で1,100t発生しているため、多量排出者の計画書・報告書を盛岡市に提出する必要があります。

## 資料2 毎年度の発生量と提出する計画書・報告書

1. 岩手県(盛岡市以外)、盛岡市のそれぞれについて、下記のケースに該当する事業所・支店等があるか確認してください。
  - 岩手県(盛岡市以外)内にあり、盛岡市内にはない。⇒県知事へ提出。
  - 盛岡市内にあり、岩手県(盛岡市以外)内にはない。⇒盛岡市長へ提出。
  - 岩手県(盛岡市以外)内、盛岡市内の両方にある。⇒県知事、盛岡市長へ、該当分をそれぞれ提出。
2. 建設業の場合は、行政区域内の作業所(現場)を管理している支店等の単位で集計し、下記のケースに該当する場合は、上記1に沿って提出してください。【建設業A社の支店と管理作業所別の排出量】を参照のこと。

注)「行政区域」とは、岩手県(盛岡市以外)及び盛岡市

	前年度	当該年度	翌年度	翌々年度
<b>【ケース1】</b> 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆継続して500トン以上の事業所・支店等	500t以上	500t以上	500t以上	500t以上
		◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)
			◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1)	1,200t	900t	1,100t
<b>【ケース2】</b> 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆2年度間500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t以上	500t以上	500t未満	500t未満
		◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)
			◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1)	800t	1,200t	400t
<b>【ケース3】</b> 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆ある1年度のみ500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t以上	500t未満	500t未満
			◆処理計画(多量/準多量)	※計画書提出不要
			◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1)	400t	1,200t	400t
<b>【ケース4】</b> 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆毎年度500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t未満	500t未満	500t未満
	例2)	700t	600t	400t

注)「行政区域」とは、盛岡市および盛岡市以外の岩手県内

資料3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m <sup>3</sup> )	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
1	燃え殻	1.14	14 ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
2	汚泥	1.10		
3	廃油	0.90		
4	廃酸	1.25		
5	廃アルカリ	1.13	15 鋳さい	1.93
6	廃プラスチック	0.35	16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
7	紙くず	0.30		
8	木くず	0.55		
9	繊維くず	0.12	17 動物のふん尿	1.00
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00	18 動物の死体	1.00
			19 ばいじん	1.26
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00	20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
			21 建設混合廃棄物	0.26
			22 廃電気機械器具	1.00
12	ゴムくず	0.52	23 感染性産業廃棄物	0.30
13	金属くず	1.13	24 廃石綿等	0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）です。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意ください。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠ください。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

資料4 日本標準産業大・中分類一覧（平成25年10月改訂）

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業 02 林業
B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業

	3 6 水道業
G 情報通信業	3 7 通信業 3 8 放送業 3 9 情報サービス業 4 0 インターネット付随サービス業 4 1 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	4 2 鉄道業 4 3 道路旅客運送業 4 4 道路貨物運送業 4 5 水運業 4 6 航空運輸業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 4 9 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売・小売業	5 0 各種商品卸売業 5 1 繊維・衣服等卸売業 5 2 飲食料品卸売業 5 3 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 5 4 機械器具卸売業 5 5 その他の卸売業 5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業 6 1 無店舗小売業
J 金融業・保険業	6 2 銀行業 6 3 協同組織金融業 6 4 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 6 5 金融商品取引業、商品先物取引業 6 6 補助的金融業等 6 7 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	6 8 不動産取引業 6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）

M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

【記載例：産業廃棄物処理計画書】

様式第二号の八(第八條の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 × 年 × 月 × 日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

提出者  
住所 ○○県○○市○○町×番×号  
氏名 株式会社○○食品  
代表取締役 ○○ ○○  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 XXXX-XXXX-XXXX

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社○○食品 ○○工場
事業場の所在地	盛岡市○○町×番×号
計画期間	令和××年4月1日 ~ 令和××年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09 食料品製造業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 ××××万円
③従業員数	×××人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥→自社で脱水処理→脱水後委託処理(焼却)→燃え殻(管理型埋立) ②動植物性残さ→委託処理・堆肥化(全量再資源化) ③廃プラスチック類→委託処理(安定型埋立)

(日本工業規格 A列4番)

**提出者**

法人の名称及び法人の代表者又は処理計画書の作成単位である事業場代表者(工場長・支店長等)について記入してください。押印は不要です。

**事業場の名称**

製造業等：産業廃棄物を実際に排出している事業場名を記入してください。  
建設業：盛岡市内の工事を管理する本店・支店名等を記入してください。

**事業場の所在地**

事業場の所在地を記入してください。(建設業であれば、本店・支店等の住所に加えて括弧書きで「盛岡市内の工事現場」と記入してください。)  
→例) 岩手県○○市○○町×番×号(盛岡市内の工事現場)

**計画期間**

届出年の4月1日から翌年の3月31日となります。

**事業の種類**

日本標準産業分類に従って記入してください。(中分類まで)  
なお、日本標準産業分類については、経済産業省統計局の次のページでも確認できます。→<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

**事業の規模**

次のように業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。

- ・製造業等：製造品出荷額(前年度実績)
- ・建設業：元請完成工事高(前年度実績)
- ・医療機関：病床数(前年度末時点)

**従業員数**

当該事業場等の従業員数を記入してください。

**産業廃棄物の一連の処理の工程**

当該事業場等から発生する全ての産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の工程を記入してください。  
※委託処理・自ら処理の別及び処理方法について明記してください。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

```

graph TD
    A[本社環境管理部] --- B[〇〇工場長]
    B --- C[製造部長 (廃棄物処理統括責任者)]
    C --- D[製造課長]
    C --- E[管理課長]
    D --- F[廃棄物処理担当者]
    E --- G[廃棄物処理計画担当者]
  
```

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和 ×× 年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類
	排出量	1000 t	150 t	10 t
(これまで実施した取組) 平成〇〇年の製造工程の見直しにより、製造量当たりの動植物性残さの排出量を10%減少させた。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類
	排出量	980t	140 t	9 t
(今後実施する予定の取組) ① 製造ロスを減少させることにより動植物性残さ及び廃プラスチック類の排出量を減らす。 ② 製品出荷の管理を適正にすることにより余剰生産を抑制させ、廃棄物の減らす。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属については分別を徹底し、有価物として売却している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックは全量安定型埋立により委託処理しているが、リサイクル可能品について、分別して再資源化する。

**産業廃棄物の処理に係る管理体制に係る事項**

管理体制図には、各部署の産業廃棄物の処理に係る役割等を記載してください。(欄が狭い場合や既存の資料がある場合は、「別紙のとおり。」と記入し、資料を添付してください。

**※個人名は記入しないでください。**

**産業廃棄物の排出の抑制に関する事項**

前年度に排出した、もしくは今年度排出見込みである **全ての産業廃棄物について種類ごと** に排出量をトン単位で記入してください。(欄が不足する場合は、記入例のように欄を増やすか「別紙のとおり。」と記入し、資料を添付してください。(以下の欄についても同様です。)

①現状：前年度の実績について記入してください。

②計画：今年度の計画について記入してください。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和〇〇年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。	
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	120 t
	(これまでに実施した取組) 脱水により汚泥の減量をしている。	
	【目標】	
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	125 t

**自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項**

次の項目の合計量について、記入してください。

- ・ 自社で直接（中間処理を行わないで）再生利用（リサイクル）した産業廃棄物の量
- ・ 自社で中間処理をしてリサイクルした産業廃棄物の量

**自ら熱回収を行った産業廃棄物の量**

自社の焼却施設等（ボイラーや発電機等が設置されているもの。）で熱回収を行っている場合に、その産業廃棄物の重量（※）を記入してください。

なお、平成23年4月1日から「熱回収施設設置者認定制度」が新設されましたが、認定を受けた施設だけではなく、認定を受けていなくても熱回収を行っている施設についても、この欄に記入してください。

※焼却前の重量を記入してください。

**自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量**

自社で設置する焼却施設や脱水施設等によって、廃棄物の重量を減らした場合は、減らした重量を記入してください。

算出方法：減量した産業廃棄物の量＝中間処理前重量－中間処理後の重量

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和〇〇年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
① 現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) <b>実施していない。</b>	0 t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) <b>実施の予定なし。</b>	0 t
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥
	全処理委託量	880 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	880 t
(これまでに実施した取組) <b>① 汚泥は自社で脱水後に委託して</b>		

**自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量**

自社の設置する最終処分場に埋め立てた産業廃棄物の量を記入してください。

**全処理委託量**

処理を委託した産業廃棄物の量を記入してください。

**優良認定処理業者への処理委託量**

平成23年4月1日から認定が開始された「優良認定処理業者」へ処理の委託を行った場合に記入してください。

※ 優良認定処理業者の確認方法は次のとおりです。

① 委託契約書等に添付された処分業者の許可証を確認する。(優良認定処理業者は許可証の右上に丸印で「優良」の文字が記載されています。)

② 産廃情報ネットの優良認定業者検索確認する。

(アドレス：[http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index\\_u4.php](http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php))

※ 岩手県の格付制度とは異なる制度です。

**再生利用業者への処理委託量**

委託した産業廃棄物がリサイクルされる場合は、その産業廃棄物の処理委託量について記入してください。

**認定熱回収業者への処理委託量**

平成23年4月1日から認定が開始された「認定熱回収業者」へ処理の委託を行った場合にその委託量(熱回収を行った物に限る。)記入してください。

※ 認定熱回収業者かどうかの確認は当該業者に確認するか、当該処理施設を所管する都道府県・政令市に確認してください。

**認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量**

「認定熱回収業者」以外で熱回収を行う焼却施設等を設置する業者へ処理の委託を行った場合(熱回収を行った物に限る。)に記入してください。

※ 熱回収をしているかどうかは当該業者に確認してください。

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類
	全処理委託量	855 t	140 t	9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	140 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	140 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	832 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
<small>(今後実施する予定の取組)</small> <b>① 汚泥の焼却委託業者が熱回収認定業者となる見込みである。</b> <b>② 動植物性残さの堆肥化委託業者が優良認定処理業者となる見込みである。</b> <b>③ 廃プラスチック類のリサイクルできるものを分別し再生利用業者へ委託することで埋立量を減らす。</b>				
※事務処理欄				

**※事務処理欄**  
記入しないでください。

産業廃棄物処理計画書について、産業廃棄物の種類が多い場合は、産業廃棄物の種類と量の欄に「別紙のとおり。」と記載し、次ページのような別紙を添付しても差し支えありません。

※ 当市が用意した別紙を使用する場合は、各項目の（これまで実施した取組）及び（今後実施する予定の取組）については、別紙に記載欄がないため様式に直接記載すること。

【記載例：特別管理産業廃棄物処理計画書】（第1面から第4面は、産業廃棄物処理計画書の記載例を参照してください。）

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (pH12.5以
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
	・現状を維持する。	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和〇〇年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く) (今後実施する予定の取組等)	
	・電アルカリ処理の導入に向け	

**電子情報処理組織の使用に関する事項**

前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を除きます。）を記入してください。  
前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量が50トン以上の場合、さらに、今後実施する予定の電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する具体的な取組について記入してください。

**※事務処理欄**

記入しないでください。

【記載例：産業廃棄物の種類が多い場合などで別紙を使用した場合】

【別紙】

記載例			産業廃棄物の種類 ※量の単位は t (トン)						合計(t)
			廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器くず	がれき類	汚泥	木くず	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	現状	10	① 2	20	700	300	100	1132
		計画	9	2	19	650	280	90	1050
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		現状		②		700			700
		計画				650			650
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	現状		③					0
		計画							0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	現状		④			100		100
		計画					120		120
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		現状		⑤					0
		計画							0
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量	現状	10	⑥ 2	20		200	100	332
		計画	9	2	19		160	90	280
	優良認定処理業者への処理委託量	現状		⑦					0
		計画			19				19
	再生利用者への処理委託量	現状	2	⑧ 2				100	104
		計画	5	2				90	97
	認定熱回収業者への処理委託量	現状		⑨					0
		計画	4						4
	定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	現状	5	⑩					5
		計画							0

**①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項**  
前年度に排出した、もしくは今年度排出見込みである**全ての産業廃棄物について種類ごと**に排出量をトン単位で記入してください。

**②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項**  
次の項目の合計量について、記入してください。  
・自社で直接(中間処理を行わないで)再生利用(リサイクル)した産業廃棄物の量  
・自社で中間処理をしてリサイクルした産業廃棄物の量

**③自ら熱回収を行った産業廃棄物の量**  
自社の焼却施設等(ボイラーや発電機等が設置されているもの。)で熱回収を行っている場合に、その産業廃棄物の重量(※)を記入してください。  
なお、平成23年4月1日から「熱回収施設設置者認定制度」が新設されましたが、認定を受けた施設だけでなく、認定を受けていなくても熱回収を行っている施設についても、この欄に記入してください。  
**※焼却前の重量を記入してください。**

**④自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量**  
自社で設置する焼却施設や脱水施設等によって、廃棄物の重量を減らした場合は、**減らした重量**を記入してください。  
算出方法: 減量した産業廃棄物の量 = 中間処理前重量 - 中間処理後の重量

**⑤自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量**  
自社の設置する最終処分場に埋立てた産業廃棄物の量を記入してください。

**⑥全処理委託量**  
処理を委託した産業廃棄物の量を記入してください。

**⑦優良認定処理業者への処理委託量**  
平成23年4月1日から認定が開始された「優良認定処理業者」へ処理の委託を行った場合に記入してください。  
※ 優良認定処理業者の確認方法は次のとおりです。  
① 委託契約書等に添付された処分業者の許可証を確認する。(優良認定処理業者は許可証の右上に丸印で「優良」の文字が記載されています。)  
② 産廃情報ネットの優良認定業者検索確認する。(アドレス: [http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index\\_u4.php](http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php))  
※ 岩手県の格付制度とは異なる制度です。

**⑧再生利用者への処理委託量**  
委託した産業廃棄物がリサイクルされる場合は、その産業廃棄物の処理委託量について記入してください。

**⑨認定熱回収業者への処理委託量**  
平成23年4月1日から認定が開始された「認定熱回収業者」へ処理の委託を行った場合にその委託量(熱回収を行った物に限る。)記入してください。  
※ 認定熱回収業者かどうかの確認は当該業者に確認するか、当該処理施設を所管する都道府県・政令市に確認してください。

**⑩認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量**  
「認定熱回収業者」以外で熱回収を行う焼却施設等を設置する業者へ処理の委託を行った場合(熱回収を行った物に限る。)に記入してください。なお、熱回収をしているかどうかは当該委託業者に確認してください。

【記載例：産業廃棄物処理計画実施状況報告書】

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和××年×月×日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

提出者  
住 所 ○○県○○市○○町×番×号  
氏 名 株式会社○○食品  
代表取締役 ○○ ○○  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 XXX-XXX-XXXX

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和○○年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社○○食品 ○○工場		
事業場の所在地	盛岡市○○町×番×号		
事業の種類	09 食料品製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和××年4月1日 ~ 令和××年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1160 t	全 処 理 委 託 量	1035 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	150 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	125 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	832 t
※事務処理欄			

**提出者**

法人の名称及び法人の代表者又は処理計画書の作成単位である事業場代表者（工場長・支店長等）について記入してください。押印は不要です。

**事業場の名称**

製造業等：産業廃棄物を実際に排出している事業場名を記入してください。  
建設業：盛岡市内の工事を管理する本店・支店名等を記入してください。

**事業場の所在地**

事業場の所在地を記入してください。（建設業であれば、本店・支店等の住所に加えて括弧書きで「盛岡市内の工事現場」と記入してください。）  
→例）岩手県○○市○○町×番×号（盛岡市内の工事現場）

**事業の種類**

日本標準産業分類に従って記入してください。（中分類まで）  
なお、日本標準産業分類については、経済産業省統計局の次のページでも確認できます。→<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

**産業廃棄物処理計画における計画期間**

届出年の前年の4月1日から当年の3月31日となります。

**産業廃棄物処理計画における目標値**

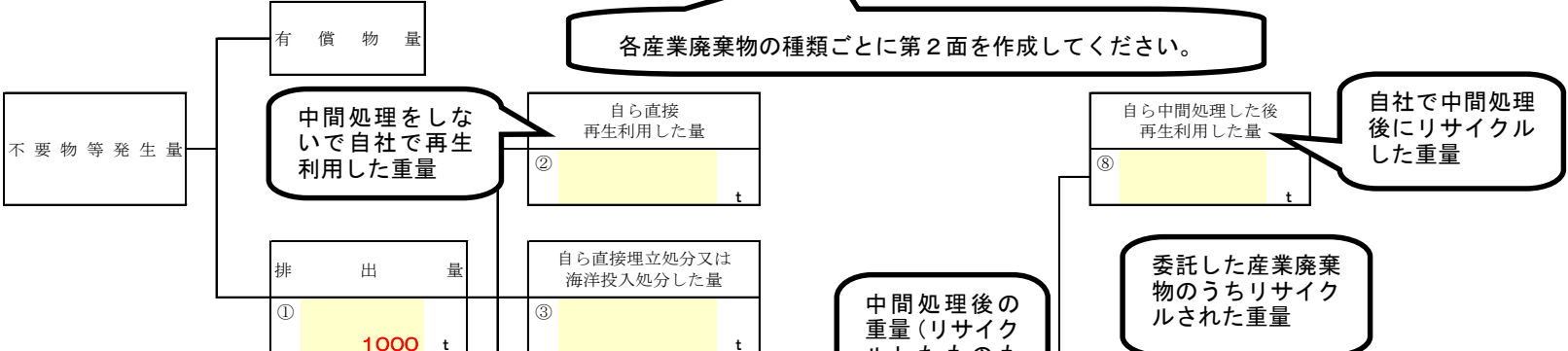
前年に提出した「産業廃棄物処理計画書」に記入した目標値を記入してください。  
※ 記入するのは前年の実績ではないので、ご注意ください。

**※事務処理欄**

記入しないでください。

(日本工業規格 A列4番)

各産業廃棄物の種類ごとに第2面を作成してください。



項目	実績値
①排出量	1000 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	150 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	850 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	850 t

④=⑥+⑦となること。

中間処理後の重量(リサイクルしたものも含む。)

委託した産業廃棄物のうちリサイクルされた重量

自社で中間処理後にリサイクルした重量

平成23年4月1日から認定が開始された「**認定熱回収業者**」への処理委託重量

「**認定熱回収業者**」以外で熱回収をしている業者への処理委託重量

平成23年4月1日から認定が開始された「**優良認定処理業者**」への処理委託重量(処分業者の許可証に「**優良**」マークがあるもの)

各項目の記入にあたってはフローチャートの数値と整合を取るように入力してください。  
※エクセルの様式を使用した場合は、フローチャートの入力値から自動計算されますので表の入力は不要です。

熱回収できる施設に投入した重量

脱水や焼却処理により減量した重量

【記載例：特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書】（第2面は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記載例を参照してください。）

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 × 年 × 月 × 日			
盛岡市長	殿	提出者	
		住所	〇〇県〇〇市〇〇町×番×号
		氏名	株式会社〇〇〇〇
			代表取締役 〇〇 〇〇
			(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		電話番号	×××-××××-××××
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。</p>			
事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇工場		
事業場の所在地	盛岡市〇〇町×番×号		
事業の種類	24 金属製品製造業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和××年4月1日 ~ 令和××年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	52 t	全処理委託量	52 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	52 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	54 t	
	前年度	60 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取り組み)			
・電子マニフェストを導入し、電子マニフェスト対応可能な処理業者と契約を行った。			
・令和〇年〇月以降に排出した特別管理産業廃棄物は、全量電子マニフェストによる対応を行った。			
※事務処理欄			

### 電子情報処理組織の使用に関する事項

前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を除きます。)を記入してください。

また、電子情報処理組織(電子マニフェスト)使用義務者となる前々年度の特別管理産業廃棄物排出量が50トン以上の排出者は、さらに、前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組みについて具体的に記入してください。

なお、情報処理センターへの登録が困難な場合として規8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を記入してください。

[参考]規8条の31の4

- ① 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- ② その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- ③ 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であって、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていない場合

### ※事務処理欄

記入しないでください。

提出先・問い合わせ先

盛岡市環境部廃棄物対策課

<若園町分庁舎案内図>

郵便番号：020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎3階

電話番号 (代表) 019-651-4111 (内線 8309)

(直通) 019-626-7573

FAX 番号 019-626-4153

e-mail [haitai@city.morioka.iwate.jp](mailto:haitai@city.morioka.iwate.jp)

HP アドレス <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

